

甲州市・オルビスの森管理要綱

令和5年9月1日

告示第148号

(目的)

第1条 この要綱は、甲州市・オルビスの森（以下「オルビスの森」という）の適正な管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 オルビスの森において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日からおおむね14日前の日までに市長に甲州市・オルビスの森利用許可申請書（様式第1号）を提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として、写真又は映像を撮影すること。
- (3) 業として、レクリエーション又は森林浴等をすること。
- (4) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) その他、前各号に類する行為で市長が許可を受けることが必要であると認めること。

2 前項の規定により申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、甲州市・オルビスの森利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の許可にオルビスの森の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第3条 市長は、オルビスの森の保全のために必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第4条 オルビスの森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、滅失し、又は汚損し、若しくは施設の形質を変更すること。
- (2) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (3) ごみの投げ捨て、又はその他不衛生な行為をすること。
- (4) はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。

- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼし、又は善良の風俗を乱す行為をすること。

(利用の許可の取り消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件又は指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。
- (4) オルビスの森に関する工事等のため、やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理又は利用上やむを得ない公益上の理由で市長が必要であると認めるとき。

(取り消しの通知)

第6条 市長は、前条の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止させるときは、甲州市・オルビスの森利用許可取消（停止）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(損害の賠償)

第7条 故意又は過失により施設等を破損し、滅失し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、オルビスの森の管理等のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）甲州市長

住 所

氏 名

電 話

甲州市・オルビスの森利用許可申請書

甲州市・オルビスの森管理要綱第2条第1項の規定により、次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。

利 用 の 目 的	
利 用 の 内 容	
利 用 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 時間（ 時 分 ～ 時 分）
その他必要な事項	

様

甲州市長



甲州市・オルビスの森 利用許可書

年 月 日に申請のあった甲州市・オルビスの森の利用については、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用の内容	
利用の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 時間（ 時 分 ～ 時 分）
その他必要な事項	

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市・オルビスの森利用許可取消（停止）通知書

年 月 日付け第 号で許可した利用について、次のとおり許可を取り消す（停止する）ので通知します。

利 用 の 目 的	
利 用 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 時間（ 時 分 ～ 時 分）
理 由	
備 考	